



ゆりほんじょう市

# 農業委員会 だより

第8号

平成22年8月 発行

発行 由利本荘市農業委員会  
〒015-8501  
秋田県由利本荘市尾崎17  
TEL 0184-24-6258  
FAX 0184-24-6396



(撮影 相庭安一)

## 主な内容

- 表紙 (矢島地域から撮影)
- 家族経営協定 (東由利地域 遠藤家) .....P2
- 由利本荘市貸借料情報 .....P2
- 農地の売買・貸借・転用に関するQ&A .....P3
- 農業者年金について .....P4
- 法人化した経緯について (東由利地域 法内集落農場) .....P5
- 頑張るアグリウーマン (由利地域 土田タズ子) .....P5
- 生涯現役 (鳥海地域 三船正平) .....P6
- 農業にチャレンジ (西目地域 朝岡将己) .....P6



前列左より遠藤正直さん、実さん、百合子さん  
後列左より鈴木総務委員長、伊豆会長

## きずなを強め 経営発展!! 家族経営協定書に調印

四月三十日、東由利総合支所において合併以来七組目の「家族経営協定調印式」を開催しました。

家族経営協定は、農家が家族内で話し合って、経営目標・役割分担・就業条件(労働時間・報酬・休日)等のルールを取り決め、文書化することによって、それぞれの自覚と責任を促し、経営と暮らしの向上を図ることを目的としております。

今回、協定を締結したのは東由利宿地区の遠藤実さん、妻の百合子さん、後継者の正直さんの三人です。

経営規模としては、水稲四ヘク  
国庫助成などのメリットがあります。

また、家族経営協定を締結することにより、認定農業者制度の共同申請や農業者年金制度における同申請や農業者年金制度における国庫助成などのメリットがあります。

今後は、両親のベテランの技術に、正直さんの若い発想力を融合させて、大きく飛躍させてほしいものです。

家族経営協定の内容については、水稲部門「実さん、野菜部門」百合子さん、「畜産部門」正直さんと担当を決めたほかに、家族会議を月一回開催し、経営報告、作業計画、休日、生活面等について話し合う事等が盛り込まれております。

今後は、両親のベテランの技術に、正直さんの若い発想力を融合させて、大きく飛躍させてほしいものです。

「家族経営協定」の制度上のメリット等  
農業経営改善計画の共同申請が認められ、夫婦や親子で認定農業者になることができる。  
農業者年金制度における国庫助成が受けられる。  
女性農業者や後継者が農業改良資金等の貸付を受けようとした場合の要件となる。  
協定者の誰でも、農地のあっせんを受けられる。  
果実等生産出荷安定対策において配偶者も対象生産者となることができ、果実計画生産推進事業の支援対象となる。

### 由利本荘市農地賃借料情報

(円/10a)

農地別・地域名		データ数	平均額	最高額	最低額
水 田	本 荘	385	15,220円	24,000円	10,000円
	矢 島	185	12,853円	22,500円	7,646円
	岩 城	82	12,232円	15,000円	7,000円
	由 利	318	14,642円	21,551円	6,645円
	大 内	138	12,972円	17,700円	10,000円
	東 由 利	254	14,812円	21,000円	7,000円
	西 目	78	17,013円	21,000円	12,400円
	鳥 海	29	9,774円	20,000円	6,658円
畑 地	市 全 体	173	8,529円	20,000円	1,000円

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 物納については、12,000円 / 60kgの換算です。

改正農地法の施行に伴い、これまでの標準小作料が廃止され、これに代わって農業委員会が「農地の実勢価格」を公表することになりました。

平成二十一年度中に締結、公告された十アールあたりの実勢価格は次のとおりですので、農地の賃借契約の参考にしてください。

（あくまで賃借借契約の際の目安ですので、契約金額については委託者、受託者双方で相談して決定をしてください。）

# 農地の売買・貸借・転用に関するQ

農地は、国民の食料の安定供給を図るための重要な生産基盤です。

このため農家の皆さんが所有する農地を移動する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

自分の農地だからといって許可を受けずに売買、転用することはできませんので注意してください。今回は、よくある質問を例に取り上げました。

**Q 1** 農地を売りたいのですが、どんな手続きが必要ですか？

**A 1**

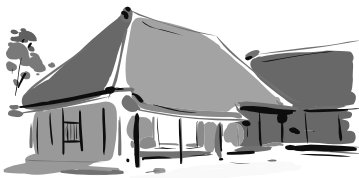
耕作を目的に農地を売買、貸し借りする場合は、農地法3条による許可申請が必要です。このため、農地を譲り渡す方・譲り受け

る方の双方で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。

**Q 2** 農地を貸し借りしていましたが都合により解約することになりました。どんな手続きが必要ですか？

**A 2**

農業委員会をとおして貸借契約している農地を解約する場合は、賃貸している方、賃借している方双方の合意による合意解約書の届出が必要となります。



**Q 3** 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？また、他人の農地の場合はどうなりますか？

**A 3**

それぞれ転用行為として農地法4条又は5条による手続きが必要です。なお、申請地が由利本荘市農業振興地域整備計画の農用地区域の場合、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。詳しくは、市農業振興課又は各総合支所産業課へご確認ください。

**Q 4** 許可を受けずに転用したらどうなりますか？

**A 4**

無断転用すると厳しい罰則があります。許可を受けずに無断で農地を転用した場合

や、転用計画どおりに転用しない場合には、工事の中止や原状回復命令が生じます。違反転用した場合は3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は、1億円）以下の罰金という罰則の適用もありません。

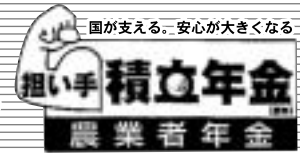
農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまうます。たとえ所有者以外の者が無断で転用した場合であっても、農家は農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して現状回復しなくてはならない場合があります。

申請や届出に関し不明な点は、農業委員会事務局又は各総合支所庶務班（産業課内）へお問い合わせください。





# 農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



## 老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

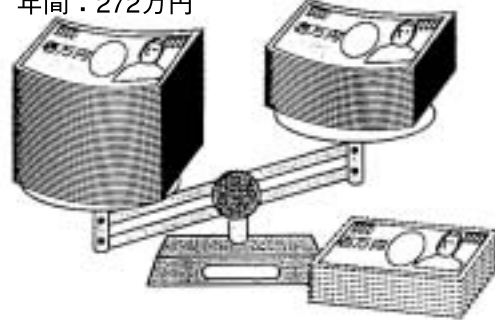


## 老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費  
年間：272万円

国民年金だけでは…  
年間：158万円



年間：114万円 (1か月あたり約10万円) 不足

## 農業者年金は老後生活をがっちりサポート

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 掛金は2万円～6万7千円で千円単位で自由に選択出来るいつでも保険料の変更が出来ます。(政策支援は2万円固定)
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

### 農業者年金の節税効果のイメージ

・年間所得200万円  
税率15% (所得税5%、住民税10%) の場合

	Aさん家族	Bさん家族
保険料	100万円	なし
課税対象	100万円 (保険料は全額控除)	200万円 (控除なし)
税 額	15万円	30万円

税額負担の差は 15万円  
※試算によります。

[Aさん家族は実質、100万円の投資で15万円の利息が付いたのと同じ効果]

年金はご家族  
お一人おひとりが  
準備することをお勧めします

### 農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額 (年額)
20歳	40歳	男性 110万円
		女性 95万円
20歳	40歳	男性 70万円
		女性 60万円
20歳	40歳	男性 39万円
		女性 34万円
20歳	40歳	男性 17万円
		女性 15万円

(注) 保険料を月額2万円、65歳までの付利率を3.0%、65歳以降の予定利率を1.55%とした通常加入の場合の試算です。

老後の備えは、  
**農業者年金**で安心！

お問い合わせは  
農業委員会、JAに  
おたずねください。

### 加入要件

年齢要件	20歳以上60歳未満
国民年金の要件	国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免税者でないこと。)
農業上の要件	年間60日以上農業に従事する者



法人化した経緯について（東由利地域）

農事組合法人 法内集落農場

代表理事 遠藤 忠平

先頃、「限界集落と地域再生」という本が出版されて話題となった。

限界集落の定義については、すでにご承知と思いますが、六十五歳以上の高齢者が、集落人口の五十%を越え、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落とあり、秋田県の実態は五年前の国勢調査を基に独自集計した所、県内四千三百五十九集落の内、限界集落が百四十五集落あることを明らかにした。

由利本荘市も十集落あると報告されているが、五年前の調査であるのでその数は少し増えていると思う。

周りを見渡しても、朝夕の通勤時間帯は車が走るが、日中は田畑にも人影が見当たらないのが現状である。日本は古来、瑞穂の国といわれ、春に青田がなびき、秋には黄金ゆれる田園風景が広がり、里は活気に満ちていた気がする。

働き手を失った農地は一体どうなるのだろうか、地域の農地は地

域で守る他ないのではないか。このようなことから構成員二十六名が数度に渡り話し合いを行い、法人化のメリットや、デメリットについて多岐に渡る議論をした。

法人化なくしては、農地の集積が困難なこと、高齢によってリタイヤしても農地を引き受けてもらえない受け手がはつきりすることで、安心出来る。もう一つは、煩雑化する事務や経理が明確なものになること。さらに、国、県、市、JAから法人化したことで信用力が向上し、補助や融資が期待出来ることで、組合の機能が充実し、地域の水田農業の維持が出来るものと思う。

これまで、法人化に向け多大なご尽力をいただいた県、市、JAの関係各位には心から敬意と感謝を申し上げます。

法人化を期に構成員一同が収入増につながる複合経営についても勉強を始めています。これからの指導をお願いしたいと思えます。（金子拓雄）

「頑張るアグリウーマン」



私が花の栽培

をやり始めて早九年になりました。

この花作りを始めたのはちよつとしたきっかけであり、何も知らない中



での花作りでした。丁度、友達も仕事がなく家の仕事をしている仲間だったので、友達の家が減反田を借りて小菊作りをしました。JAからは指導員が来てくれ、手取り足取りしっかり教えてくれました。私は本当に大変な事を始めてしまったと思いつつも、腰や手の痛さ、手には豆まで出して頑張りました。そのかわり、花が咲いた時はもう苦労なんか飛んでいくようでした。出荷の時は寝る暇のないくらい頑張り、三人の共同の小菊作りを四年位行い、もう一人でもやっていけると思うようになり独立しました。今まで三人でやっていた事を、何から何まで一

由利地域 土田 タズ子

（佐藤俊和）



# 生涯現役



鳥海地域

三船 正平

現在、三船正平（八十六歳）は妻タミ（八十一歳）と二人暮らしをしています。三船家は長年続く米農家であり、以前は水稲三ヘクタールに加え、畜産も行っていました。長男夫婦と子供三人は長男の仕事の為、東京で暮らし十五年になります。その頃から、一・八ヘクタールに減らし、三年前に体調を崩してから、一ヘクタールは町内の人にお願ひし、現在、水稲八アールを二人で耕作しています。

稲作作業が一番大変なのが稲刈りです。三船家では昔ながらの袋取りコンバインを使用しています。米が袋いっぱいになると重くて運べないので、袋半分になるとトラクターに積み、それから乾燥機へ入れるのが一番大変な作業です。楽しみは、町内の人達とお茶を飲みながら農政について色々話し合ったり、農業に関する情報を若い人達と交換したりすることです。特に一番の楽しみは、子供と孫達が帰ってくることです。これからも夫婦二人で体に気をつけながら、町内会の人達の協力と共に生涯現役を目指して頑張りたいと思います。

（佐藤政志）



西目地域

朝岡 将己

## 農業のチカラ

将己さんの一日はまだ薄暗い朝のアスパラガスの収穫から始まる。選別、出荷の後、朝食・小休憩、そして水稲や転作大豆、畑等の管理に汗を流す二十五歳の好青年だ。彼は三人兄弟の長男。西目高校卒業後、市内の会社に勤務したのち二年前に就農。父親の武夫さん（五十四歳）と一緒に仕事をし、時々七十九歳になる元気な祖母が畑仕事の手伝いをしてくれる。

朝岡家の経営は借地が多いもの十三ヘクタールと個人では最大規模。今年の稲の作付けは八ヘクタール、転作大豆が五ヘクタール、アスパラガス二十五アール、ネギ等の露地野菜が二十五アールもある。春の雪解けと共に作業が始まり、秋の収穫、翌春の準備ととにかく忙しく、こまめによく働く親子である。

武夫さんは西目地域の稲作研究会の会長も経験した勉強家で、四年前から取り組んだ水稲直播栽培は、現在五ヘクタール。育苗も刳殻マットを使用し、ピニールハウスもブール育苗の技術を導入する等、地域の先進的な複合経営農家でもある。近い将来には、乾田直播にも挑戦することでコストを削減し、さ

（佐々木隆一）

### 農業委員会

真坂	二藤	佐部	角谷	相庭	本 庁 農政班 TEL.24-6258
通子	はつ	幸隆	長安	一栄	(本莊事務所) 24-6259
・	・	・	・	・	農地班 TEL.24-6260
・	・	・	・	・	FAX.24-6396
俊和	清子	綾志	政志	拓雄	矢 島 庶 務 班 TEL.55-4957
					岩 城 庶 務 班 TEL.73-2014
					由 利 庶 務 班 TEL.53-2114
					大 内 庶 務 班 TEL.65-2804
					東 由 利 庶 務 班 TEL.69-2197
					西 目 庶 務 班 TEL.33-4614
					鳥 海 庶 務 班 TEL.57-2205

### 編集後記

農業委員会だよりが年一回から二回発行になり、八地域の農業の頑張りや早く紹介出来るのが楽しみです。情報が氾濫する中、身近で生の声を届け、農業仲間の元氣を頂け、農家として癒されたい便りにしたいと思います。

（金子 拓雄）

**全国農業新聞**  
NATIONAL AGRICULTURE NEWS  
 全国の農と食を伝えます。  
 全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。  
 通刊 金曜日発行  
 月600円、年7,200円  
 申込先 農業委員会各庶務班